筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第１４４条第１項の規定により、公告する。

令和８年１０月３０日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号　令和６年第５０号

対象土地　津島市唐臼町油田１０６番

津島市唐臼町油田１０７番